

平成30年3月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第2号	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 1
議案第3号	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・ 5
議案第4号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 6
議案第5号	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
議案第6号	亀山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
議案第7号	亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
議案第8号	亀山市基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
議案第9号	亀山市運動施設等条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5

議案第 1 0 号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	3 6
議案第 1 1 号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例	3 7
議案第 1 2 号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3 8
議案第 1 3 号	亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	4 1
議案第 1 4 号	亀山市都市公園条例の一部を改正する条例	4 4
議案第 1 5 号	亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例	4 5
議案第 1 6 号	亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	4 7
議案第 1 7 号	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	4 8
議案第 1 8 号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	4 9

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定任期付職員の給与の特例等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>373,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>421,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	373,000円	2	421,000円	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>371,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>419,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	371,000円	2	419,000円	(略)	(略)
号給	給料月額																
1	373,000円																
2	421,000円																
(略)	(略)																
号給	給料月額																
1	371,000円																
2	419,000円																
(略)	(略)																
<p>2 任命権者は、<u>特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に掲げる前項の給料表の号給に応じ、当該各号に定める場合とする。</u></p>	<p>2 任命権者は、<u>特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</u></p>																

(1) 1号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を
活用して業務に従事する場合

(2) 2号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活
用して困難な業務に従事する場合

(3) 3号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活
用して特に困難な業務に従事する場合

(4) 4号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を
活用して特に困難な業務に従事する場合

(5) 5号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を
活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合

(6) 6号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する
者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事
する場合

(7) 7号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する
者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに
従事する場合

3 ~ 5 (略)

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第 8 条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 4 条及び第 4 4 条の規定の適
用については、給与条例第 3 4 条第 1 項中「管理職手当の支給を受け
る職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一

3 ~ 5 (略)

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第 8 条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 4 条及び第 4 4 条の規定の適
用については、給与条例第 3 4 条第 1 項中「管理職手当の支給を受け
る職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一

般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の122.5」とあり、及び「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

（特定業務等従事任期付職員の給与の特例）

第9条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額
1級	187,300円
2級	214,800円
3級	254,800円
4級	274,200円
5級	289,300円
6級	314,700円
7級	356,400円
8級	389,500円

2 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の職務の級を、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な職務の内容は、給与条例第4条第2項の規定の適用を受ける職員の例による。

般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の122.5」とあり、及び「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

（特定業務等従事任期付職員の給与の特例）

第9条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額
1級	186,500円
2級	214,000円
3級	254,000円
4級	273,400円
5級	288,500円
6級	313,900円
7級	355,600円

2 特定業務等従事任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。

3 (略)

3 (略)

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (前項後段に規定する者 にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によ りその職を離れた日現在) における報酬月額及び報酬月額に 1 0 0 分 の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の 1 8 2 . 5</u>、1 2 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の</u> <u>1 9 7 . 5</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (前項後段に規定する者 にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によ りその職を離れた日現在) における報酬月額及び報酬月額に 1 0 0 分 の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の 1 7 7 . 5</u>、1 2 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の</u> <u>1 9 2 . 5</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 市長及び副市長には、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6 月 <u>1 0 0 分の 2 0 2 . 5</u></p> <p>(2) 1 2 月 <u>1 0 0 分の 2 1 7 . 5</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 市長及び副市長には、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6 月 <u>1 0 0 分の 1 9 7 . 5</u></p> <p>(2) 1 2 月 <u>1 0 0 分の 2 1 2 . 5</u></p>

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 4 条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第46条まで_____においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第46条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第12条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在_____)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 4 7 条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条_____)においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 4 条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第46条まで及び附則第11項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第46条_____)においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第12条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第11項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 4 7 条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第11項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ</p>

れ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項_____において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

附 則

れ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

附 則

(55歳を超える職員の給与の減額)

1.1 平成30年3月31日までの間、職員（給料表における職務の級が6級以上である職員（再任用職員を除く。）であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次

項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第13項及び第14項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第13項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第44条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給

される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第47条第4項において準用する第44条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第14項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第47条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第44

条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第14項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第47条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5)第12条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第12条第1項 前各号に定める額

イ 第12条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第12条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第12条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第12条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

12 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

13 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条及び第35条から第37条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第38条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第2項関係）
（亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u></p> <p>4 <u>給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「第14条」とあるのは、「附則第13項」とする。</u></p>

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第3項関係）
（亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1及び2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1及び2 （略）</p> <p><u>3 育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）に対する給与条例附則第11項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u></p> <p><u>4 短時間勤務職員に対する給与条例附則第11項第1号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この</u></p>

項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

5 給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第23条の規定の適用については、同条中「第14条」とあるのは、「附則第13項」とする。

亀山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）
（亀山市職員退職手当支給条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）その者が次のいずれかに該当する場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、</u></p>	<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>（1）（略）</p>

市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3)及び(4) (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当するものに対しては、当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

附 則

4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(附則第7項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第4条から

(2)及び(3) (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当するものに対しては、当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所 _____ の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

附 則

4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(附則第7項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第4条から

第7条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。

13 (略)

14 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第15条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは
「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める
は
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号
る地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する
に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長
指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条
が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な
第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（ア
職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当である
に掲げる者を除く。）

と認めたもの
とする。

第7条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。

13 (略)

_____ ↓
15 (略)

14 (略)

亀山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）
（亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 （経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の亀山市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の亀山市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第4条から第7条まで及び第9条並びに附則第4項から第6項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあ</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の亀山市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の亀山市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第4条から第7条まで及び第9条並びに附則第4項から第6項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあ</p>

っては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第3条の2から第7条まで及び第9条から第9条の5まで並びに附則第4項から第6項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

っては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第3条の2から第7条まで及び第9条から第9条の5まで並びに附則第4項から第6項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係） 危険物関係手数料		別表第2（第2条関係） 危険物関係手数料	
手数料を徴収する事務	金額（1件につき）	手数料を徴収する事務	金額（1件につき）
（略）	（略）	（略）	（略）
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア及びイ（略）</p> <p>ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 <u>570,000円</u></p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに</p>	<p>3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>ア及びイ（略）</p> <p>ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 <u>530,000円</u></p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに</p>	

係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の
設置の許可の申請に係る審査 次に
掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分
に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)危険物の貯蔵最大数量が1,000
キロリットル以上5,000キロ
リットル未満の特定屋外タンク貯
蔵所 880,000円

(イ)危険物の貯蔵最大数量が5,000
キロリットル以上1万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,070,000円

(ウ)危険物の貯蔵最大数量が1万キ
ロリットル以上5万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,200,000円

(エ)危険物の貯蔵最大数量が5万キ
ロリットル以上10万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,520,000円

(オ)危険物の貯蔵最大数量が10万
キロリットル以上20万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の
設置の許可の申請に係る審査 次に
掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分
に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)危険物の貯蔵最大数量が1,000
キロリットル以上5,000キロ
リットル未満の特定屋外タンク貯
蔵所 830,000円

(イ)危険物の貯蔵最大数量が5,000
キロリットル以上1万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,010,000円

(ウ)危険物の貯蔵最大数量が1万キ
ロリットル以上5万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,120,000円

(エ)危険物の貯蔵最大数量が5万キ
ロリットル以上10万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,420,000円

(オ)危険物の貯蔵最大数量が10万
キロリットル以上20万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,780,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万
キロリットル以上30万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

4,070,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万
キロリットル以上40万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

5,340,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万
キロリットル以上の特定屋外タン
ク貯蔵所 6,490,000円

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
の設置の許可の申請に係る審査 次
に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク
貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000
キロリットル以上5,000キロリ
ットル未満の浮き屋根式特定屋外タ
ンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ

1,660,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万
キロリットル以上30万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

3,880,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万
キロリットル以上40万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

5,100,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万
キロリットル以上の特定屋外タン
ク貯蔵所 6,290,000円

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
の設置の許可の申請に係る審査 次
に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク
貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000
キロリットル以上5,000キロリ
ットル未満の浮き屋根式特定屋外タ
ンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ

ンク貯蔵所 1,180,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000
キロリットル以上1万キロリット
ル未満の浮き屋根式特定屋外タン
ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所 1,410,000
円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キ
ロリットル以上5万キロリットル
未満の浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン
ク貯蔵所 1,580,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キ
ロリットル以上10万キロリット
ル未満の浮き屋根式特定屋外タン
ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所 1,940,000
円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キ
ロリットル以上20万キロリット
ル未満の浮き屋根式特定屋外タン
ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所 2,260,000円

ンク貯蔵所 1,130,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000
キロリットル以上1万キロリット
ル未満の浮き屋根式特定屋外タン
ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所 1,340,000
円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キ
ロリットル以上5万キロリットル
未満の浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン
ク貯蔵所 1,500,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キ
ロリットル以上10万キロリット
ル未満の浮き屋根式特定屋外タン
ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所 1,830,000
円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キ
ロリットル以上20万キロリット
ル未満の浮き屋根式特定屋外タン
ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所 2,140,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,820,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000円

カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 5,930,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,350,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,570,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000円

カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 5,750,000円

	<p>(イ)危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,470,000円</u></p> <p>(ウ)危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,900,000円</u></p> <p>キ~シ (略)</p>
(略)	(略)
15 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	<p>ア~イ (略)</p> <p>ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>420,000円</u></p> <p>(イ)危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>560,000円</u></p> <p>(ウ)危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル</p>

	<p>(イ)危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,250,000円</u></p> <p>(ウ)危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,700,000円</u></p> <p>キ~シ (略)</p>
(略)	(略)
15 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	<p>ア~イ (略)</p> <p>ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>410,000円</u></p> <p>(イ)危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>540,000円</u></p> <p>(ウ)危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル</p>

未満の特定屋外タンク貯蔵所

730,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

960,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,090,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,660,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,900,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,120,000円

エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ

未満の特定屋外タンク貯蔵所

700,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

920,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,040,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,600,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,820,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,030,000円

エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ

れ次に定める金額

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000
キロリットル以上5,000キロ
リットル未満の特定屋外タンク貯
蔵所 530,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000
キロリットル以上1万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
680,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キ
ロリットル以上5万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,030,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キ
ロリットル以上10万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,410,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万
キロリットル以上20万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,780,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万
キロリットル以上30万キロリッ

れ次に定める金額

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000
キロリットル以上5,000キロ
リットル未満の特定屋外タンク貯
蔵所 490,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000
キロリットル以上1万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
630,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キ
ロリットル以上5万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
990,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キ
ロリットル以上10万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,310,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万
キロリットル以上20万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所
1,720,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万
キロリットル以上30万キロリッ

	<p>トル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,430,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万 キロリットル以上40万キロリッ トル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,190,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル以上の特定屋外タン ク貯蔵所 <u>4,800,000円</u></p> <p>オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外 タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル未満の屋外タンク貯 蔵所 <u>9,320,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル以上50万キロリ ットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,600,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が50万 キロリットル以上の屋外タンク貯 蔵所 <u>17,300,000円</u></p>		<p>トル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,320,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万 キロリットル以上40万キロリッ トル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,060,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル以上の特定屋外タン ク貯蔵所 <u>4,650,000円</u></p> <p>オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外 タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル未満の屋外タンク貯 蔵所 <u>9,100,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が40万 キロリットル以上50万キロリ ットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,400,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が50万 キロリットル以上の屋外タンク貯 蔵所 <u>17,000,000円</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)

<p>17 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>320,000円</u></p> <p>(イ)危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>460,000円</u></p> <p>(ウ)危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>750,000円</u></p> <p>(エ)危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,020,000円</u></p> <p>(オ)危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリッ</p>	<p>17 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>310,000円</u></p> <p>(イ)危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>430,000円</u></p> <p>(ウ)危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>720,000円</u></p> <p>(エ)危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>960,000円</u></p> <p>(オ)危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリッ</p>
--	--	--	--

トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,300,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万
キロリットル以上30万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

3,150,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万
キロリットル以上40万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

3,870,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万
キロリットル以上の特定屋外タン
ク貯蔵所 4,460,000円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク
貯蔵所の保安に関する検査 次に掲
げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に
応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000
キロリットル以上40万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

2,690,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が40万
キロリットル以上50万キロリッ

トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1,210,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万
キロリットル以上30万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

2,950,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万
キロリットル以上40万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

3,620,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万
キロリットル以上の特定屋外タン
ク貯蔵所 4,170,000円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク
貯蔵所の保安に関する検査 次に掲
げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に
応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000
キロリットル以上40万キロリッ
トル未満の特定屋外タンク貯蔵所

2,660,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が40万
キロリットル以上50万キロリッ

	<p>トル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,230,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が50万 キロリットル以上の特定屋外タン ク貯蔵所 <u>4,830,000円</u> ウ (略)</p>		<p>トル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,190,000円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が50万 キロリットル以上の特定屋外タン ク貯蔵所 <u>4,790,000円</u> ウ (略)</p>
--	---	--	---

亀山市基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(積立基金の名称等)</p> <p>第3条 市が設置する積立基金の名称及び設置目的は、次の表のとおりとする。</p>		<p>(積立基金の名称等)</p> <p>第3条 市が設置する積立基金の名称及び設置目的は、次の表のとおりとする。</p>	
名称	設置目的	名称	設置目的
(略)	(略)	(略)	(略)
地域福祉基金	保健福祉の増進のための資金に充てるため	地域福祉基金	保健福祉の増進のための資金に充てるため
(略)	(略)	公共施設等基金	開発行為において、市が必要と認める公共施設及び公益的施設の建設費等の資金に充てるため
(略)	(略)	(略)	(略)
文化振興基金	文化振興を推進するための資金に充てるため		
2及び3(略)		2及び3(略)	

亀山市運動施設等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表第2（第12条関係） 西野公園体育館施設利用料金					別表第2（第12条関係） 西野公園体育館施設利用料金				
時間区分 利用区分	(ア) 午前9 時から午後 0時30分 まで	(イ) 午後1 時から午後 5時30分 まで	(ウ) 午後6 時から午後 9時30分 まで	(エ) 午前9 時から午後 9時30分 まで	時間区分 利用区分	(ア) 午前9 時から午後 0時30分 まで	(イ) 午後1 時から午後 5時30分 まで	(ウ) 午後6 時から午後 9時30分 まで	(エ) 午前9 時から午後 9時30分 まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～6 (略) 7 競技場において空調設備を利用したときは、1時間につき3,780 円を当該利用料金に加算した額とする。 8及び9 (略)					備考 1～6 (略) 7及び8 (略)				

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(助成の申請)</p> <p>第9条 受給資格者又は保護者等は、福祉医療費及び証明書手数料の助成を受けようとするときは、規則に定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、市内にある保険医療機関において、受給資格者(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)が医療を受けた場合、福祉医療費の助成を当該保険医療機関に支払うことができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者及び保護者等に対し福祉医療費の助成があったものとみなす。</u></p>	<p>(助成の申請)</p> <p>第9条 受給資格者又は保護者等は、福祉医療費及び証明書手数料の助成を受けようとするときは、規則に定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p>

亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p>

をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護

保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。

以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)

及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者_____
_____である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき

2 前項_____の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)

及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項_____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項_____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき

算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法_____第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。)以外の世帯 2万1,600円

(2)及び(3)(略)

算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。)以外の世帯 2万1,600円

(2)及び(3)(略)

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収する被保険者)</p> <p>第 3 条 市が保険料を徴収する被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「法」という。) 第 5 5 条第 1 項 (<u>法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。</u>) の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等 (<u>法第 5 5 条第 1 項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>) に入院等 (<u>法第 5 5 条第 1 項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>) をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第 5 5 条第 2 項第 1 号 (<u>法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。</u>) の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第 5 5 条第 2 項第 2 号 (<u>法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。</u>) の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第 5 5 条第 2 項第 2 号</u>に規定する特定住所変更に係る継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法 (昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号) 第 1 1 6 条の 2 第 1</u></p>	<p>(保険料を徴収する被保険者)</p> <p>第 3 条 市が保険料を徴収する被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「法」という。) 第 5 5 条第 1 項 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等 (<u>同項 _____ に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>) に入院等 (<u>同項 _____ に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>) をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第 5 5 条第 2 項第 1 号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第 5 5 条第 2 項第 2 号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>同号 _____</u>に規定する特定住所変更に係る継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者</p>

項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

附 則

(平成20年度における普通徴収に係る保険料の納期の特例)

第2条 平成20年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 8月1日から同月31日まで

第2期 9月1日から同月30日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 11月1日から同月30日まで

第5期 12月1日から同月31日まで

第6期 1月1日から同月31日まで

第7期 2月1日から同月末日まで

第8期 3月1日から同月31日まで

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第3条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)について普通徴収の方法により保険料を徴収するときは、前条に規定する納期のうち第1期及び第2期の間は徴収を行わず、第3期から徴

第2条 (略)

収を開始するものとする。

2. 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「前項」とあるのは「附則第2条」と、「市長が別に定める」とあるのは「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

第4条 (略)

亀山市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4条（略） <u>（運動施設に関する制限）</u> 第4条の2 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。</p>	<p>第4条（略）</p>

亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）
（亀山市水道事業給水条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（徴収の方法）</p> <p>第35条 管理者は、毎月納入通知書、<u>口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付</u>の方法により水道料金を徴収する。</p>	<p>（徴収の方法）</p> <p>第35条 管理者は、毎月納入通知書又は口座振替_____の方法により水道料金を徴収する。</p>

亀山市水道事業給水条例及び亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）
（亀山市公共下水道条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（使用料の徴収）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 使用料は、毎使用月にその使用月における公共下水道の使用について、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により徴収する。</u></p> <p>3（略）</p>	<p>（使用料の徴収）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 使用料は、毎使用月にその使用月における公共下水道の使用について、納入通知書又は口座振替 _____の方法により徴収する。</p> <p>3（略）</p>

亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 使用料			1 使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
個室の使 用に係る もの	地域包括ケ ア病床以外	1日につき	個室の使用に係るもの	1日につき	個室南 4,320円
					個室北 3,240円
	地域包括ケ ア病床	1日につき			個室北 3,240円
					特別室 6,480円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
負担区の名称	単位負担金額	負担区の名称	単位負担金額
（略）	（略）	（略）	（略）
第7負担区	1平方メートル当たり520円		

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第 2 条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第 2 5 条第 1 項若しくは第 2 項 (<u>これらの規定を同法第 3 6 条第 8 項において準用する場合を含む。</u>) 若しくは第 2 9 条第 5 項 (同法第 3 0 条の 2 <u>及び第 3 6 条第 8 項において準用する場合を含む。</u>) の規定により消防作業に従事した者 (以下「消防作業従事者」という。) 、同法第 3 5 条の 1 0 第 1 項の規定により救急業務に協力した者 (以下「救急業務協力者」という。) 又は水防法第 2 4 条の規定により水防に従事した者 (以下「水防従事者」という。) 若しくは災害対策基本法第 6 5 条第 1 項 (同条第 3 項 (原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定若しくは災害対策基本法第 6 5 条第 2 項において準用する同法第 6 3 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者 (以下「応急措置従事者」という。) が消防作業若しくは水防 (以下「消防作業等」という。) に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第 2 条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第 2 5 条第 1 項若しくは第 2 項 (<u>同法第 3 6 条</u>) において準用する場合を含む。) 若しくは第 2 9 条第 5 項 (同法第 3 0 条の 2 <u>及び第 3 6 条</u>) において準用する場合を含む。) の規定により消防作業に従事した者 (以下「消防作業従事者」という。) 、同法第 3 5 条の 1 0 第 1 項の規定により救急業務に協力した者 (以下「救急業務協力者」という。) 又は水防法第 2 4 条の規定により水防に従事した者 (以下「水防従事者」という。) 若しくは災害対策基本法第 6 5 条第 1 項 (同条第 3 項 (原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定若しくは災害対策基本法第 6 5 条第 2 項において準用する同法第 6 3 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者 (以下「応急措置従事者」という。) が消防作業若しくは水防 (以下「消防作業等」という。) に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、</p>

若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき

333円

を、それぞれ加算して得た額をも

若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号

に該当する扶養親族については333

円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267

円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれかに

該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に

第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、

そのうち1人については300円)を、それぞれ加算して得た額をも

って補償基礎額とする。

(1) ~ (6) (略)

4 (略)

って補償基礎額とする。

(1) ~ (6) (略)

4 (略)